会 議 録

会 議 名 (審議会等名)		平成26年度第2回川西市障がい者自立支援協議会		
事務局 (担当課)		健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課 内線(2668)		
開催日時		平成27年3月18日(水)午後1時30分~午後2時55分		
開催場所		川西市役所 7 階大会議室		
出席者	委員(敬称略)	菅原会長、田口副会長、田籠委員、中谷委員、鮫島委員、秋山委員、 植田委員、三木委員、久保委員、蒲原委員、井関委員、桑野委員、 副島委員、平田委員		
	その他	(欠席委員)北田委員、大槻委員、田中委員		
	事務局	根津健康福祉部長、岡本福祉推進室長、福丸障害福祉課長、 木山障害福祉課長補佐		
傍聴の可否		可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会	1.開会 2.協議事項 サポートファイルについて 3.報告事項 会議次第 (1)第6次川西市障がい者福祉計画(第4期障がい福祉計画 (案)に係る意見提出手続結果について (2)日中一時支援及び移動支援の判断基準の見直しについて 4.その他 5.閉会			
会	議結果	別紙のとおり		

(開 会 13時30分)

会長 時間がまいりました。お1人は遅れるということで連絡をいただいております。今日は年度末の大変お忙しい時にご参集いただきましてありがとうございます。今日は、「サポートファイルについて」、「第6次川西市障がい者福祉計画(案)に係る意見提出手続結果について」、「日中一時支援及び移動支援の判断基準の見直しについて」、といずれも大切なことについてご検討いただき、ご意見やアイディアをいただきますようよろしくお願いします。

それでは事務局の方から協議事項について事務局から説明をお願いします。 事務局 それではサポートファイルについて説明させていただきます。資料1をご覧く ださい。

目的等についてでございますが、サポートファイルとは特別な支援や配慮を必要とする子ども達について、その特性や家族状況などの基本情報、過去の所属歴などの情報を1つのファイルに整理・集約することで乳幼児期から成人期までのそれぞれのライフステージで途切れることなく一貫した支援が受けられるようになることを目的とし作成されたファイルのことを言います。障がいを持つお子様たちに関わる教育や福祉の関係機関が集まり開催されている「特別支援教育相談連携会議」という会議の中で、サポートファイル検討委員会が設置されております。そこでサポートファイルの中身や配付方法等について今まで検討してまいりました。本日はその概要について説明させていただいた後に、自立支援協議会のみなさまからご意見を頂戴したいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは配付対象についてですが、こちらは障害者手帳の所持者かどうかに関わらず希望される方全員に配付させていただく予定です。そして、ファイルの名称や形状についてですが、名称は「きんたくんサポートファイル」とし、シートを挟み込むファイルはプラスチック製のピンク色のファイルで、表紙にはきんたくんの絵が入ったシールを貼る予定です。配付方法としましては、福祉や教育の関係機関の窓口でファイルを配付し、ホームページ等でも様式をダウンロードできるようにする予定です。そして、今後の改良を図るために平成27年度以降もサポートファイル検討委員会を継続し、配布後に窓口や様々な会から頂いたご意見を話し合い、ファイルの改良へと繋げていくことが必要であると考えております。

次のページをお開きください。「川西市は子どもの発達を応援します」と書いた見出しがありますが、これはサポートファイルと発達に関する相談窓口について分かり易く周知するために作成されたチラシです。関係機関の窓口では、まず周知の為にこのチラシを窓口に来訪された方に積極的に配布するようにし、その中でサポートファイルを希望された方に対してファイル本体を配布するという流れで進めて行きたいと考えております。

次のページをお開きください。「きんたくんサポートファイルについて」という様式以

降がサポートファイル本体の様式になります。まず、こちらの「きんたくんサポートファイルについて」というページでは、サポートファイルの目的とか使い方、注意事項などを記載しております。ちなみに、サポートファイルは「学校とか関係機関に次々と渡していって、向こうで預かってもらうものなんですか」と尋ねられることも多いんですけれども、基本的には保護者またはご本人が管理して、必要な時に関係機関の方にお渡しいただくという形で考えております。

次のページから内容ごとの様式となっておりますけれども、その構成といたしまして はまず1ページ目がプロフィール。そして2ページ目が所属歴。そして3ページから4 ページ目が出産時と発育期の記録。そして5ページ目が医療の記録。6ページから8ペ ージ目が個別の教育支援計画。こちらは小学校に入る前の就学前の記録。そして9ペー ジから11ページの個別の教育支援計画。こちらは就学後の学校生活における計画にな っております。12ページから14ページ目が福祉サービスの利用の記録。そして15 ページから18ページ目が就労支援記録。そして、最後19ページ目が相談・発達検査 等の記録といった内容になっております。これらの様式すべてに必ず記載していただく 必要はなく、次の関係機関へ引き継ぐために必要と思われる要望や、将来年金の申請時 のために記録として残しておいた方が良いと思われる情報など、利用者の方が使いやす いように使っていただければと思っております。もちろん学校で別途個別支援計画など が作成されている場合もあると思いますので、そういった場合には敢えてこちらの様式 に書き込むことはせずに、その計画本体を直接ファイルに差し込んでいただいても構わ ないと思っております。今回の資料はサポートファイルの本様式ではなく、あえて見本 用の様式をお渡しさせていただきました。こういった見本を作成したり、今後学校の校 長会などで周知していくことで、ご利用者様が万が一記入の仕方に悩まれた場合にサポ ートできるような体制を今後整えて行きたいと考えております。

簡単ですが以上で説明を終わらせていただきます。ご意見賜りますようよろしくお願い致します。

会長 ご苦労様でした。只今説明は終わりました。只今の説明についてご質問とかご意 見ございましたらどうぞ。

委員 本当にこういうものが子どもが生まれた時からあって、その生まれた子どもが障がいを持っているんじゃないかなと思った頃からずっと何十年つけていると非常に良いもんでしょうね。今までなかったのが不思議です。お母さんたちの妊婦手帳のようなもののもっと詳しいやつですから、就職までいかなくても学校に入る時、あるいは社会に出る時にこういうのを持って担当の人に見せたら「なるほど、こんなふうな経過が」ということが分かるので非常に良いものだと思いましたね。ただ、少なくとも生まれた子が何十年と使う物ですから、ファイルももうちょっと上等なやつじゃないといけない。使っているうちにぼろぼろになっちゃったりしたらダメですからね。面白い試みだと思います。ただ、小さな子達だったらこれで良いのですが、もうすでに大人になっている

者達にも過去を思い出して使って下さいという性格があるのですか。

事務局 そうですね。特に対象者を限定しておりませんし、大人の方でもご活用いただける機会があるのであれば配付させていただきます。先ほど高価なファイルというお話があったのですが、高価というのは難しいのですが、通常の紙ファイルでは耐久性に問題があるということで、一応プラスチック製のファイルにさせていただこうと思います。会長 途中からでも良いわけですね。

事務局はい。幼少期からという限りはございません。

委員 本当にいい心がけだと思います。ただしかし、30、40過ぎてるような子達に昔のことを思い出せって言っても、過去のことは過去で今のことしか考えてないと思いますがね。

会長 すいません。私の方も一言。例えばこれの使い方ですが、どういう場面でどうい うように使えば効果的なのかというのはありますか。

事務局 例えばさくら園をご利用の方とかが、次の上のステージである別の関係機関に繋がる場合に、新たな担当者の方に対してそのお子様の今迄の経緯であるとか、どこに難しさがあるのか等の情報を一からまたお母さんが説明をしなければならないという状況がありますので、ステージが切り替わって次の関係機関に移る時に、次の関係機関にお子様の情報を把握していただくためにファイルをお渡しいただくという使い方が効果的ではないかなと思っております。

会長 ありがとうございます。例えば本人の不利益なように使われるということは想定 されませんね。

事務局 そうですね。あくまで個人情報を持ったものですので、会長がおっしゃるとおり、そういった危険性が全くないわけではないのですが、「きんたくんサポートファイルについて」という注意書きのページにも個人情報の取り扱いについては十分注意していただくことを表記させていただいていますし、これから周知する段階でも重ねて言っていかないといけないと思っております。そういったこともありまして、基本的にファイル自身が一人歩きしない様に、基本的には保護者の方、ご本人様に管理していただいて、一時的にその関係機関の方にお預けいただくというスタンスで進めていただくようにお願いしたいと思っております。

会長 非常に大事なものを預かっているけれど、それを家に持って帰って仕事をしていたところ、どこか忘れたという事例が色々とあるのですが、落としたり紛失したりして本人が不利益を被ることの無いように。

委員 今のお母さん方はパソコンで入力されると思うんですね。パソコンの中にこれが 入っているということはないですか。

事務局 窓口でお渡しさせていただく用紙以外にダウンロードできるような様式として Excelファイルを作っておりますので、そこに入力していただくことが出来ます。 委員 今のお母さんは携帯の方にメモをするかなと思って。

事務局 携帯まではちょっと分からないんですが、一応ファイルとしましてはExce 1とPDFファイルの方でホームページに掲示する予定でございます。

会長 みなさんいかがでしょうか。

委員 最終的にはいつからの配布ですか。

事務局 平成27年度の初め頃に配布を始めたいと思っております。このファイルを平成27年度予算で計上しておりますことと、ファイルを渡す窓口が複数にわたるため、4月の組織改正後に各窓口と調整を図らないといけないことから、年度の初めにお時間を取らせていただき、その後速やかに配布できるようにしていきたいと思っております。会長 それではご質疑も出尽くしておるようでございますので本件についてはよろしいですか。

それでは1番のサポートファイルについてはひとまずこれで終わって、次に進ませて いただいてよろしいですか。

それでは、報告事項の1「第6次川西市障がい者福祉計画(第4次障がい者福祉計画)(案)に係る意見提出手続結果について」事務局から報告お願いします。

事務局 お手元の資料 2、資料 3、資料 4 をご覧いただきたいと思います。前回の自立 支援協議会の方でご意見を頂戴いたしました 2 7 年度からスタート致します第 6 次川西 市障がい者福祉計画(第 4 次障がい者福祉計画)(案)について、市民のみなさま、また市議会からご意見を頂戴いたしまして計画案の記載内容を一部修正を行っておりますので、その内容についてご説明をさせていただきます。

資料2をご覧いただきたいと思います。こちらはパブリックコメント 市民のみなさまから頂戴いたしました意見と市の考え方をまとめたものでございます。内容の説明は割愛させていただきたいと思いますけれども、意見募集は昨年12月12日金曜日から本年1月14日水曜日までの間実施いたしまして、お二人の方から7件のご意見を頂戴いたしております。また、資料3の方では、12月に開催いたしました議員協議会で市議会議員の方からいただきましたご意見と市の検討結果の方をまとめさせていただいております。これらのご意見を受けまして、計画の記述内容を修正した内容をまとめましたものが資料4になります。

資料4の1ページをご覧いただきたいと思います。前のページから順番に記載をしております。左側がパブリックコメントを実施した際の記述内容で、右側がパブリックコメント及び市議会のご意見をいただいて修正をした内容です。一番右側がその修正を行った理由を記載いたしております。修正理由の中で「表記を統一するために修正しました」というふうに記載をいたしております内容につきましては、市議会の方から「障がい者」、あるいは「障がい児(者)」、「障がい者(児)」など、障がいのある方に関する表記が混在しているというご意見を頂戴しまして、その表記を統一させていただいた内容になっております。基本的にはその記述している内容が18歳以上の大人の方を対象としている場合は「障がい者(児)」、18歳未満のお子様を対象にしている場合は「障が

い児(者)」というふうに記述をすることといたしまして、どちらが主と特定が出来ない場合につきましては「障がい者(児)」という表記とさせていただいております。また、「誤記のため修正しました。」という修正理由につきましては、私どもの方で表記の誤りがありましたところをこの機会に修正させていただいた内容になっております。

それでは4ページ下段をご覧いただきたいと思います。計画の冊子では56ページに記載いたしておりました「障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり」の中の、「留守家庭児童育成クラブにおける障がいのある児童の受け入れ」という項目になります。従来、「小学校第4学年から第6学年までの継続入所を許可するとともに」という記載をしておりましたが、先般、川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例が改正されまして、この受け入れの学年が変更になりました。現在は3年生までですが、段階的に6年生まで対象を拡大していくことになりました。障がいのあるお子さんにつきましては、従来通り6年生までの継続入所を許可するといった内容になっておりますので「第4学年から」という記載を削除させていただきました。

続いて5ページの下の段です。64ページに記載をしておりました「障がい者(児)緊急時事前登録制度の検討」という項目の中で、「知的障がい者(児)などが行方不明になった場合に」という記載をしておりました。しかしながら市議会の方から対象者について、知的障がいに限定するべきかというご意見を頂戴したことを受けまして、例示として「知的障がいの方など」と書かせていただいていましたが、予め知的障がいだけを対象と想定していたわけではありませんので、「障がい者(児)が行方不明になった場合に」という記載にさせていただきました。具体的にどういった方を対象としていくかといったことにつきましてはこの自立支援協議会などでご協議いただきまして範囲を決定していきたいと考えておりますのでこのような記述に変更させていただきました。

それから9ページの上段をご覧いただきたいと思います。冊子の81ページに記載しておりました相談支援事業に関する記述でございます。少し大幅な修正になっておりますけれども、従来、「相談支援事業は川西市社会福祉協議会への委託により、川西市障がい児(者)地域生活・就業支援センターを設置し、実施しています。(中略)現在当センターを含め2カ所設置している市内の指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の拡充を図るとともに、地域の相談支援機関相互の連携を強化するため、基幹相談支援センターの設置を検討していきます。」という記述をしておりましたけれども、ここで記載しております相談支援事業は、いわゆる一般的な障がいのある方からの相談に応じて必要な助言等を行う障がい者相談支援事業を指しておりまして、いわゆるサービス等利用計画を作成する計画相談支援とは別の内容になっておりまして、いわゆるサービス等利用計画を作成する計画相談支援とは別の内容になっております。ところが、以前の記載では「2カ所設置している市内の指定特定相談支援事業所・指定障害児相談事業所の拡充を図る」ということで、サービス等利用計画を作る相談支援事業所を増やしていくといった記載になっておりまして、本来記述するべき内容ではない別の事業の内容について記載するようなかたちになっておりました。従いまして、記述の整理をするとい

う意味で、「相談支援事業は川西市障がい児(者)地域生活・就業支援センター及び川西さくら園において実施しています。(中略)また、川西さくら園では児童発達支援センターとしての専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族からの相談に応じ、助言や援助などを行っています。今度とも市内の相談支援体制の拡充に努めていきます。」ということで、この一般的な相談支援に関する内容のみの記述とさせていただいたところでございます。いずれにいたしましても、現在の相談支援体制が十分な体制ではないという認識はいささかも変更はありませんので、今後とも市内の相談支援体制の拡充をしていくという趣旨は変わるものではございません。記述の事業内容が若干混乱していたために整理をさせていただいたという趣旨になっておりますのでご理解下さいますようお願い致します。

最後にその下、82ページに記載しておりました、日常生活用具給付等事業の居宅生活動作補助用具の部分ですけれども、平成26年度の見込み件数の数値について、従来0件と記載しておりましたが、会議後に給付決定を行いましたので、今年度の見込み件数を1件と修正させていただいております。

以上雑駁ではございますけれども計画書の修正内容のご説明とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございました。只今事務局から説明をいただきましたけれども、みな さんご質問がありましたらどうぞ。分からないところでも結構です。

結局出したものが間違っていたとか適切じゃないということでなしに、かなりシンプルになった感じがしますね。どうですか。

事務局 ご指摘の点は相談支援事業のところでしょうか。相談支援事業のところが分かりにくいと思うのですが、もし冊子をお持ちでいらっしゃれば、冊子の81ページをご覧いただければと思います。ここは地域生活支援事業の実施に関する事項を記載しており、地域生活支援事業という、市が独自に行っている事業について、どんな事業を実施するか、またその提供体制について記載させていただいておりまして、具体的な事業の内容につきましては79ページから80ページにかけて記載させていただいております。実施に関する考え方及び量の見込み等については、80ページから最後の85ページまで、個々の事業ごとに記載させていただいています。

この相談支援事業につきましては、いわゆるサービス等利用計画や障害児支援利用計画という、介護保険制度でいうケアプランのようなものを作成する事業でございます。これは計画相談支援事業または障害児相談支援事業というふうに申しておりまして、こういう事業を実施する事業所を指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所と申しております。そういった地域生活支援事業ではない事業のことについて、本来書くべきでないところに違った事業のことを書いていたということでこの部分を削除致しまして、本来記載すべき地域生活支援事業として実施をしている一般的な相談支援の内容、支援センターとさくら園で行っている内容を記載させていただいたということになりま

す。この計画相談支援、障害児相談支援の実施体制を今後どうしていくかといったことにつきましては、計画書の50ページの中ほどの「計画相談支援の実施」というところで、市内の相談支援事業所の拡充に努めるといった内容ですとか、あるいは54ページの中ほど「障害児相談支援の実施」ということで市内の相談支援事業所の拡充に努めるということで、計画相談の拡充に努めていくという部分につきましては適切な場所にその趣旨を記載しておりますのでよろしくお願い致します。

委員 平成26年度にスタッフの職員配置をしていただいて、6月から障がい児を対象とした相談支援事業を始めさせていただいており、市内の児童発達支援センターとしての機能も書いていただいていますので、こちらの方が大変分かり易くなっていると思います。

会長みなさんいかがですか。

それではご意見等もないようでございますので次に進んでよろしいでしょうか。

ではひとまず報告事項の2番に移らせていただきます。「日中一時支援及び移動支援の 判断基準等の見直しについて」事務局から説明をお願いします。

事務局 日中一時支援及び移動支援の判断基準等の見直しについてご説明させていただきます。資料5をご覧ください。

今回、日中一時支援と移動支援というサービスに関する手続きの見直しを図ったわけ ですが、まず日中一時支援の判断基準の見直しについて説明させていただきます。介護 者が不在時などの一時預かりのサービスが日中一時支援ですけれども、その日中一時支 援につきましては介護の困難さに応じて「1」から「3」の利用区分に分かれておりま して、この区分は次のページの「障害児の調査項目」という様式に基づいて決定してお ります。その様式を作成する際に参考としておりました、厚生労働省の「介護給付費等 に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」にある「障害児の調査項目」について、 平成26年の4月から、学習障害などの項目が新たに追加されたなどの変更がありまし たので、当該様式もそれに準じて変更いたしました。次に移動支援等の判断基準等の見 直し理由についてですが、屋外での移動が困難な障がい児者の方に対して、外出支援サ ービスを行うというのが移動支援にあたるわけですが、「身体介護を伴う」か、「身体介 護を伴わない」かについて、「移動介助調査項目」という様式に基づいて決定をさせてい ただいております。現在の判断基準は身体障がい者に関連するものが主なものになって おりまして、知的障がいの方とか精神障がいの方の難しい、困難な状況が反映されてお りませんので、「身体介護を伴わない」と判断されてしまうことが多くありました。その 結果、「身体介護を伴わない」という結果であれば、報酬の関係で事業所の方に受け入れ てもらえないという事例が発生したこともありましたので、今回調査項目の見直しを行 った次第です。

見直しの概要と致しましては、次のページですが、日中一時支援の利用区分の決定根拠としている「障害児の調査項目」の行動面に関しまして、事務処理要領に則して表現

を若干修正するとともに、大きな修正点としては(7)の「学習障害のため読み書きが困難」という項目が追加になりましたので、こちらの様式も併せて変更させていただきました。そして移動支援についてですが、「身体介護を伴う」「伴わない」の決定根拠としているのが次のページの「移動介助調査項目」になりまして、こちらは事務処理要領にあります「行動援護および重度障害者等包括支援の判定基準表」の10項目の行動関連項目を参考にして、新たに行動面の難しさが測れるような項目を追加させていただきました。今まではこういった行動面は評価できなかったのですが、新たに評価できるような項目を追加させていただいたという内容です。

変更の時期と致しましては、平成27年4月分の更新手続き時よりあらたな調査項目、判断基準で決定することとしており、なお更新時期がまだ先である方でも、新しい基準で評価してもらわないとサービスが利用できないという方がいらっしゃった場合につきましては、4月以降はこの新たな調査項目・判断基準等で申請することが出来ることとしております。今回の変更につきましてはホームページへの掲載とか移動支援および日中一時支援事業所へ文書で通知し、周知をさせていただいております。簡単ですが報告は以上です。

会長 説明が終わりました。みなさんからのご意見・ご質問はありませんか。

ホームページはいつから載っていましたか。

事務局 ホームページは3月の頭の方には反映させていただいたと思います。3月2日 以降に手続きの方を開始しておりますので、その時点で掲載させていただいています。 会長 移動支援というのはもっともっと需要、ニーズが高まってくるような気がします けれども、その見通しはどうですか。

事務局 移動支援につきましては、確かに非常にニーズの高いサービスだと考えておりまして、先ほどご説明しました障がい者福祉計画でも今後3年間の利用の見込みにつきまして、26年度末の利用の見込みが215名。時間に致しまして3万2670時間の利用を今年度見込んでおりますけど、3年後の29年度には、人数では218名、時間では3万3220時間ということで、今後とも引き続き利用の伸びを見込んでおります。ただ、児童発達支援、放課後等デイサービスという事業所が最近増えておりまして、そちらを利用される方が増えて来ておりますので、児童のご利用は若干減少傾向となっております。しかし、大人の方につきましては引き続き需要が伸びていくのではないかと思っています。

会長 これから更にニーズが高まってくると思います。これはその時にいろんな要望とかいろんなことが必要になってきた場合には、見直しというのはあるのでしょうか。

事務局 今説明した基準の見直しということでよろしいでしょうか。不変のものとは考えておりませんけれども定期的に見直しをするものでもないと思っておりますので、実態にそぐわないようなことが明らかとなりましたら適宜見直しはしていきたいと思います。

会長 おそらく我々も予想もしないことが出てくると思うんですね。だからそういう時には見直さないとまた合わなくなってきたとなるかもしれません。それを心に留めておいてください。おそらく今の状態ではこの判断で良いけれども、いろんなことが出てきた場合に当てはまらないという可能性が出てくると思いますので、そういう時にはまた見直しをお願いしたいと思います。

委員 この移動支援っていうのはガイドヘルプも入りますよね。

事務局 ガイドヘルプのことです。

委員 そういうことですよね。今移動支援を利用する者は公共交通機関を利用しないといけないという基準がありますよね。ここに書いているように全介助で電車の利用が困難である時はガイドヘルプを利用できないっていうことは、その方の外出の幅がすごく狭くなりますよね。外に行けないっていう感じで。利用者が公共交通機関を利用しにくいということについて、どういう風にお考えなんでしょうか。

事務局 今のお問い合わせについてですけれども、公共交通機関しか絶対に駄目ということではないです。ガイドヘルパーを利用される時ですが、例えば車に乗って、ガイドヘルパーの方自身が運転をされている状態であれば、その間介助されていない形になりますので、その分は移動支援としては認めませんというかたちになっています。ただ、ご家族の方が運転されていて、車の中で暴れて飛び出される危険性があるとか、誰かが付いていないといけないというかたちのガイドヘルパーがないわけではない。認められることもあります。

委員 運転は。

事務局 だからガイドヘルパー自身が運転していたらそのお子様の世話をすることが出来ない訳です。その間はガイドヘルパーという利用では認められませんということを申し上げさせていただいている訳ですけれども、他のご家族の方が運転をしていて、後部座席にお子様が1人でいることが出来ないためにサポートが必要になってくるという場合でしたら認められないことはないです。

委員 でもね、今のちょっとおかしいんじゃないですか。ガイドヘルプを利用するっていうのはご本人が親から離れて利用するっていうのが割と多いんじゃないですかね。ご本人というよりか、ご家族の方が運転して、ご本人が後ろに乗り、介助の人が乗るということであれば、二人体制にすれば良いのでは。そしたら1人は運転する。1人はご本人の横にいるということで、2人体制だったらご家族の方に負担をかけないでいけるのではないですか。そういう方向性はないのですか。

事務局 先ほど私が例えとして親御さんという例を挙げただけですので、もう 1 人別の方が運転されるのは構わないのですが、運転をされている方は、あくまでガイドヘルプをしているということにはならないので、運転手の方をガイドヘルパー 2 人体制でということは難しいと思います。

委員 他の人が運転しても良いわけね。ガイヘルじゃなくて。

委員 問題は運転手は完全にガイドヘルパーではないということですね。そういうことですよね。横におられるからガイドヘルパーだと。

委員 それだったら別に公共交通機関っていう規定じゃなくても、車を使ってもいいっていうことですね。

事務局 公共交通機関を利用することが難しい場合にということです。すべてが車を使えばいいというわけではないです。もちろんガイドヘルパーさんが必要になるというのは、何らかの移動の間に介助が必要になるということになります。だから、ただ単に、隣に座っていればそのまま移送先に着くようなかたちっていうのは本来ガイドヘルパーとしての使い方としては好ましくないと思っているんです。例えば飛行機に乗って、現地に着くまで横に座っているだけで、特別に何かサポートが必要ない時に、それがはたしてガイドヘルパーといえるのかという問題が出てきますので。今言ったのは、あくまで移動中に暴れるなどの場合には絶対的に認められないわけではないということです。

委員 それはどういう時に申請っていうか認められるんですか。

事務局 今申し上げたような場合ですね。

委員 だからそれはどこへ申し込めばいいんですかっていう感じです。

事務局 窓口でのご相談になります。今その窓口っていうのが直接市役所の方に来ていただくというよりも、相談支援事業所の方に繋がってらっしゃる方が多いと思いますので、まずそちらの方にお話しをしていただいて、計画が上がってきた段階で市の方で決定させていただくというかたちになります。

委員 なんでそれを聞いたのかっていうのはですね、ご本人のいろんな状態でガイヘルを利用したいけども、公共交通機関を利用出来ない、その時にはやはり車であれば移動できるということを聞いていますので、そういう時に公共交通機関ということで絞られてしまうとその人たちは絶対に移動支援を利用出来ないっていうのはちょっと不公平さがあるんじゃないかなということでご質問しました。移動支援は皆さんが利用できるような感じであるべきであって、利用したいなと思っていてもあまり縛りがきつ過ぎるとやはり利用出来ないということになるんじゃないかなと思いますね。これからどんどん本当にニーズに合った移動支援っていうのになっていくと思うんですね。だからそこのところをもう少ししっかりと決めていただいたらいいかなと思います。

委員 うちの息子がトイレに行く時に、ぴゅっとどこかに行ってしまうこともあるんですね。そういう時はやっぱり2人体制が欲しいなというのはあるんですね。だからそういう子もいるということでやっぱり2人体制も必要かなと思います。多動なので。その辺はどうなのかなっていうのはありますけども。

事務局 2人対応可かどうかという判定も、その方々の事情に応じて決定させていただいております。すべてのケースが認められるわけではないですが、状況を聞かせていただいた上で、かなり他害が激しく、抑えるのに1人のガイドヘルパーでは困難であるということで既に決定されているケースもあります。

会長 いろいろとご議論・ご質問おありのようですけれど、その他に何かありませんか。 よろしいですか。

委員 3月2日以降で見直しを行われた方で、重度の方に傾いているっていう人はどれ くらいいるんでしょうか。何件くらいありましたか。

事務局 正確な件数っていうのは今現在把握していないんですけれども、元々ご相談をいただいていた方が窓口にいらっしゃいまして、その方が「身体介護を伴う」へと変更になったのと、過去に既に事業所の方からご相談をいただいた方についても、今回の更新時期に新たな調査表によって「身体介護を伴う」へ変更しておりますので、私の記憶の中では少なくとも2件以上は現段階でも「身体介護を伴う」の方に移行しております。今言ったのは元々私が意識していたケースのもので、それ以外にあともう1,2件はあったかなと記憶しております。

委員 先ほど、例えば飛行機に乗っている時に隣に座っているだけではとおっしゃったんですけど、そうするとこの「5 行動について」っていう新しい項目をした意味っていうのとかなり矛盾するような気がするんですね。例えば、隣に座っているだけで安心感を与える。そのわざわざ入れた項目っていうのはそういうことも想定していないのかなっていう。最初の1ページ目にあるように知的障がい、精神障がい者の難しさを反映されていないということでこれを入れられたと思うんですよね。だから入れたものとおっしゃったことが少し矛盾しているのかなと感じは受けたんですけども。

事務局 私の言葉足らずで大変申し訳ございませんでした。私が意図したのは、すべてのケースにおいて認められるわけではないということですので、今委員がおっしゃったみたいに、こういった困難な理由があるからこそ認めるという様な判断は今現在もしておりますので、そのことを前提にお話しをさせていただいたのでご了承いただければと思います。

委員 事業所の方がね、そういう移動支援のガイドブックを出されて公共交通機関以外はガイヘルはダメですよということを周知していると思うんですよね。本人がこういう会議に出るとかよくわかっている場合は周知できるでしょうけども、やはり全然知らない人は事業者さんが「それは公共交通機関でないと駄目ですよ」と言われると利用が出来ないっていうことが度々あると思うんですよね。そういう時はどうしたらいいんですか。じゃあ市の障害福祉課の方に相談に行って下さいとかみんなが分かるためにどうしたらいいですか。

事務局 先ほどから申し上げています通り、個々のケースによって判断もかなり変わってくる可能性があるので、一概になかなか説明をしづらい部分もあるかと思います。そういう誤解をされている事業者さんがいらっしゃるのかもしれないですが、今は計画相談というのに繋がっておりますので、利用者のニーズを相談支援員の方に聞き取りしていただいております。その中でやはりそういったニーズも当然出てくる、そのための相談支援だと思っておりますので、訴えていただく機会が現在は進んでいるのではないか

なと思います。相談支援事業所の支援員の方から障害福祉課の方にご相談がございまして、このケースだったらどうかっていうことについて、事業所のお考えを含めた調整などを相談支援事業所さんに図っていただいているという現状です。

委員 はい。分かりました。移動支援の事業は、特定の人だけが使うんじゃなくて、やはりハンデを持っている人が全般的に利用できるような方向性で行ってもらいたいなということをすごく感じました。

会長 そうですね。結局、障がい者ももっともっと社会で活動できるようなそういう環境条件をつくるべきだし、しかし過度の要求になるとまた社会が混乱する。そのへんはやっぱり平等という精神を持ちながら社会参加が平等にできるっていうのが1つのこれからの大事なことなのかなと思います。そういったことも含めながら私が最初に言った新しい状況やニーズが出たら見直すくらいの余裕を持って欲しいなというのが要望です。他にございませんか。それではご意見も出尽くしたようですので、本件はこれでよろしいでしょうか。

今日予定しておりました協議事項、報告事項すべて終わりました。振り返ってみてお 聞きしたいということがありましたらどうぞ。

委員 資料3というのがありますね。資料3の3ページの真ん中の7番。障がい者の独り暮らしや高齢化、親亡き後の問題が心配されていると。市として整備を主導してほしい。この場合の受け入れる拠点というか、施設があればこういう障がいを持った子が、親が亡くなって孤児になった場合、誰かが自動的にそういう施設に送り届けて、そこで面倒を見ていくという仕組みは出来ているわけですね。要するに受け入れ先さえ確保すればそういう問題はなくなると理解していますが。

事務局 現在、国の方の考え方としましては、我が国は国際的に見ても、障がいのある人を施設とか病院に収容している数が非常に多いと言われておりまして、これを地域の中で障がいのある人もない人も同じように生活をしていただくという方向にしていかないといけないのではないかということを大きな方針として示しております。従いまして、基本的に入所施設というのは今後新たにできることはほぼないとお考えいただいて結構かと思います。ではどうするのかと言えば、障がいのある人が共同生活を送るグループホームというものを地域での生活の中心的な場として整備をしていくということが大きな方向として出てきているということになります。徐々に増えてきてはおりますけれども、まだまだ十分な数ではございませんので、今委員にご指摘いただいたように、グループホームに入りたいと希望をされている方がすぐに全員入れる状況ではございません。従いまして、整備を進めていく必要性というのがあるわけですけれども、残念ながら財源的な措置というものが特にありません。従いまして、これは他の高齢者の施設なども同様ですけれども、現在の福祉施設の整備は、基本的には民間事業者が整備をしていただくという手法になっております。市なり県なりが自らハードを整備するという手法ではなくて、民間の事業者さんに整備をしていただく。そのかかる費用について、国・県・

市あるいは利用者が応分の負担をしていくというのが現在の障がい者福祉の枠組みになっておりますので、こちらの地域生活支援拠点につきましてもそういった手法での整備というのを基本的には考えております。

委員 そういう障がい者を持った方を全部把握されておって、その上での話だったらま ぁそういうことで良いかもしれないですけど、全く登録もされていないが障がいを持っ た子が親 1 人子 1 人で親が亡くなった場合にどうするのかということがやっぱり心配事 としてはあると思うんです。そういう人を手続き上からそうなった時にはどうするのか というようなことを予め念頭に入れておいて、後見をしておくとか、その為の成年後見制度というのがあるわけですね。ですから社協の成年後見支援センターあるいは成年後見センター川西などを活用するように市民の方にも PR していただくとかですね。手続き上、施設だけでなくソフトの面も進めておく必要があるんじゃなかろうかと私は思うんですけどいかがですか。

事務局 まだ市なりが把握していない障がいのある方がいるのではないかというご指摘かと思います。これも高齢者福祉を例に申し上げますと、例えば高齢者福祉の分野で介護保険サービス等に繋がっていない方がいらっしゃるといった場合には、地域包括支援センターなどが調整に入りましてサービスに繋いでいくといったようなことが行われているのではないかというふうに認識しております。障がい者福祉の分野につきましても、同様でございまして、地域包括支援センターに代わりますのが相談支援事業所となっております。体制としてまだ十分ではない面もございますけれども、今後は拡充させていきまして、そういったサービスに繋がっていない方々についても必要なサービスが提供されるように努めていきたいと思っております。

また、ご指摘のありました成年後見制度等につきましても、社会福祉協議会のセンター、あるいはNPO法人の方のセンターが活発に活動していただいていると考えております。地域の方々を通じてもそういったところ相談できる場所があるよということでお伝えいただければよりありがたいことだと思っております。今後とも市の方でも周知に努めてまいりたいと思っておりますし、またみなさまのご協力もいただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

委員 今委員が質問されたことはもっともなことで、市の方としては結局自分が直接はしないというようなお考えで、民間活力を利用しようと言われるんですが、これは非常に難しい問題がありましてね、民間活力を利用するいうと1年や2年じゃないんですよね。例えば40歳の子どもがおったとして、その子が親がいなくなってしまって施設に入ったと、グループホームに入ったという時には、40の子だったら30年間ぐらい生きているんですよね。そうしたらその間に倒産するということが当然考えられます。それで、川西市内の福祉関係のことはしっかりしているというのは、福祉関係で言えばハピネスさんくらいでね、ハピネスさんがこういうことでもやるとなると、ある程度安心感があるんですね。ところがその他となると、最近清和台あたりでも個人でなさってい

るところがあるんですけど、善意の発想でなさってもお金を持っていないんですよね。 自分の住宅を改造してグループホームを造るなど。お金なしでそういうのをしても、5 年経って潰れたらその入っている子どもたちは一体どうなるんかいうことですよね。そ こまで考えなきゃいけないからやはり親の立場とすれば、出来れば西宮あたりもやって いるように社協あたりがバックアップしてくれていれば大丈夫だろう、万一のことがあ っても市の方が面倒見てくれるだろうというような安心感があるんですが。お金の無い ような者が善意でこういうふうな福祉関係の何十年というサイドのものをやりかけると、 親は安心してその者にお金なんか出せないです。親の方もまた考えなければいけないの は、こういうふうなグループホームなんかに入ったら全部国や市が見てくれるだろうと いうような考えは、これは根本的に考え直さないといけないことだと思います。少なく とも維持費としては、具体的なものを言いますと、障がい者の貰っている年金の範囲内 ぐらいのものは親が出す気持ちにならないと駄目だと思います。年金は貰うわタダで入 れてもらうわでそんな虫のいい話にはなりません。ですから、結局親たちも、月に7, 8万から10万のものは出さなきゃいけないだろう。そのためには貯金もしといてやろ う。年金やったら年金もほとんど全部出すぐらいの気持ちになってやろう。やっぱりこ ういうふうな時に、結局市なり社協なりがバックアップしてくれている安心感がないこ とにはなかなか民間活力を利用するということは無理でしょうね。国は非常に良いこと 考えるんですが、言ったって厚労省の役人っていうのは頭の良いエリートです。結局、 頭の中で考えてるのと、実際障がいを持った子どもたちの親が考えていることとは違い ますからね。例えば療護施設をやめようというようなことを言って、理論的には合って いるんですけど、療護施設に今まで入っていた者は全部追い出されて、地元に帰ってグ ループホームなんかで頑張りなさいとか、デイサービスに行きなさいとかって言うのは、 いわば国の責任逃れみたいなものです。それをそのまま市としても県の言うことを聞か んないといけない。県は国の言うことを聞かないといけないという根本的なものがあり ますから、なかなか療護施設なんかできないけれども、療護施設なんか造ろうと思った ら個人のお金の500万や600万出したって作れるようなもんじゃありません。この 辺りで出来ている療護施設なんか見ても全部が、やっぱり元からお金からいうと500 0万円、1億は出すぐらいのつもりにならないとこういうふうな施設は出来やしません。 そういうふうな点を市の方も十分に考えていただいて、なかなか川西市が西宮と同じよ うに社協がそういうふうなものを全面的にやりなさいとは親の立場としては言えないけ れども、しかし少なくとも西宮あたりはグループホームを社協が経営しているんですか ら、川西あたりでも財政的には苦しくても1つ川西は小さいなりに、それなりに何か社 協あたりが中心になって考えてみようかぐらいのことは考えても良いんじゃないかと思 いますね。市長さんの今度の公約なんかにしましても、グループホームの拡充を図りま すって言って、綺麗な色刷りのパンフレットに出してから、自宅なんかにも、有権者に も送っていらっしゃるくらいだから、今までの市長と違って、今度の市長さんは民間出

身やから面白いアイディアを持っていらっしゃるのかも分からないなと思ってちょっと期待はしているんですよね。ですから、お役所的な考えではなかなか親たちは安心して子どもを預けるというのは難しいでしょうな。養護学校の先生だった人が定年になってから、退職金をあてにしてグループホームを造ろうかって、そんなふうなグループホームはなかなか経営は出来ないと思います。そんなに儲かるものじゃありませんから。そんなに儲かるものだったら老人ホームと同じようにどんどん障がい者ホームができます。それがほとんど出来ていないというのは、結局それは儲からないから出来ないだけの話なんです。そこらはやっぱり市の立場として、この阪神6市あたりの中でも先陣を切って、小さいながら川西も頑張ろうかいうぐらいの気持ちになってもらわないといけないと思いますがね。まぁそんなことです。

委員 ここの資料3のところの7の所に載っている、平成29年度における成果目標、地域生活支援拠点の整備っていうのをね、あと先2年の感じで大体行政としてはどういうように進めていくのか、言えることがあったら教えていただきたいなと思います。事務局 地域生活支援拠点の目標の考え方でございますけれども、計画書の71ページ、お手元にございましたらご覧いただきたいと思うんですけれども、目標年度29年度ということで、29年度末までの間に川西市内もしくは阪神北障害保健福祉圏域の中で1か所整備するという目標になっております。拠点として1か所という考え方もございますし、複数の機関なり施設なりがそれぞれの機能を分担いたしまして、相互に連携を図って拠点としての機能を果たすといったことも含めて1か所という目標になっております。本市といたしましては、出来る限り市内で新たな拠点を整備したいと考えております。けれども、まだ具体的にどこにということを申し上げられる段階にはございません。ただ、いくつかグループホームを開設したいという意向をお持ちの法人を聞き及んでお

りますので、そういった法人がグループホームを整備される際にはこういった地域生活 支援拠点としての機能を備えていただけるように協議の方を進めてまいりたいと考えて

おります。

それと、先ほど委員のご質問で、確かに民間の事業者だと経営が非常に脆弱であって、 長期的な運営には不安があるといったご指摘をいただいております。ご心配になられる のもやむを得ないところもあろうかと思うんですけれども、例えば運営法人の経営であ るとか運営の状況といったものにつきましてはそれぞれの所轄の官庁が定期的に監査を 行いまして、継続的に運営ができるかどうかといったことも含めて点検しておりますの で、破たんをすることがないとは言えませんけれども、民間だから長期的な運営が出来 ないということではないのではないかと思っております。現在もグループホームの大半 が一般の社会福祉法人やNPO法人の運営であると認識しております。

委員 地域生活支援拠点というところの整備をしていくということ、本当に心強く思っております。ハンデを持っている人がその拠点となるところだけじゃなくて、今おっしゃったように1つは拠点となるけど、いろんなところにあって、そこを利用できるよう

にということで。これは知的障がい、精神障がい、身体障がいの方もみんなが利用できるという施設って思ったら良いんですか。

事務局 障害者自立支援法の施行以来、この3障がいは基本的には一元化ということで、対象とするサービスを提供する障がい種別は原則特定しないという事にはなっておりますけれども、やはりその支援員の体制であるとかそれまでの施設の専門性といった観点から、主な支援対象とする障がい種別を特定することは一応可能ということになっております。この地域生活支援拠点につきましても、出来ますれば3障がい対応というのが望ましいと考えておりますけれども、その整備をされる法人の状況によりましては特定の障がい種別に限るということもやむを得ないのではないかと考えております。会長 他にございませんか。

それではご意見も出尽くしたようでございますので、本日の協議会はこれで終了させ ていただいてよろしいでしょうか。

長時間にわたって大変熱心にご協議いただいてありがとうございました。今日のご意 見等は事務局の方で十分に検討いただきまして対応して欲しいと思います。今日は本当 にありがとうございました。

事務局 すみません。少しよろしいでしょうか。先ほど説明の中で申し忘れたんですが、計画のパブリックコメントの結果につきましては、現在市役所の窓口やホームページの方で掲載をして公開をさせていただいております。それから、修正内容を反映させました計画書の冊子につきましては4月以降になろうかと思いますけれども、印刷・製本させていただきましてみなさまへはお送りさせていただく予定といたしております。

それから、2年間にわたりまして委員としてこの障がい者自立支援協議会の方にご参画いただきましてどうもありがとうございました。本日が本年度最後の協議会となります。また、現在の委員のみなさまにおかれましては、任期が今月末までということで、2年間にわたりまして本当に貴重なご意見をいただきまして本当にありがとうございました。現在所属されている団体様を通じまして、後任の委員のご推薦の依頼の方を差し上げているところでございます。引き続きご就任いただけるというお返事を頂戴している方もいらっしゃいます。また4月以降もご就任いただけるみなさまにおかれましては引き続きどうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

(閉 会14時55分)

会長 ありがとうございました。